

○北広島市営住宅条例（抜粋）

（運営委員会）

第4条 市営住宅の適正な運営管理を行うため、市長の諮問機関として、北広島市営住宅運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

（入居者の選考）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの市営住宅に入居することができるよう配慮して、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、第4条に定める運営委員会の意見を聴いて前項に該当する者の中から住宅に困窮する度合に従って入居者を決定する。

ただし、住宅困窮者の順位を定め難い者については、公開抽選によって入居順位を決定するものとする。

（入居補欠者）

第10条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。